

No.1

令和2年2月

戸田市議会臨時会議案

埼玉県戸田市

報告第1号

専決処分の承認を求めることについて

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年2月3日提出

戸田市長 菅原文仁

専決第1号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

損害賠償の額を定めることについて

道路の破損による事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めるものとする。

1 損害賠償の額 796,120円

2 損害賠償の相手方

住 所 (略)

氏 名 (略)

3 事故の概要

令和元年6月27日（木）午後7時15分頃、市道第3020号線の戸田市川岸1丁目1番29地先で、車道の陥没箇所を走行したことによる事故が発生し、自動車が損傷したものである。

令和2年1月10日

戸田市長 菅原文仁